

【様式3-1】

受理	手数料
/	/

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

一般社団法人京都府木材組合連合会 会長 宛

【FAX】075-811-2593

【E-mail】wood@kyomokuren.or.jp



## ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証依頼書

【依頼者（請求書・証書送付先）】

名称 (団体名及び代表者名)			
京都府産木材利用推進協議会会員・非会員別	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 非会員	(いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> )
認定番号・登録番号	-	-	会員の場合、取扱事業体認定番号、又は緑の事業体登録番号を記載してください
住所	〒		
担当者連絡先	TEL :	FAX :	担当者氏名 :

【申請内容】

工事名(製品名)			
工事場所 (製品の納品場所)			
認証書交付先(あて名)	名称 (団体名等)	※依頼者と異なる場合のみ記入	
工事(製品)の種類 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> )	民間	<input type="checkbox"/> 一般建築(住宅) ※ひろがる京の木整備事業を活用する建物など 工種 ( <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売新築 <input type="checkbox"/> 増改築・リフォーム )	
		<input type="checkbox"/> 一般建築(非住宅;店舗・事務所等) ※ひろがる京の木整備事業を活用する建物など 工種 ( <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築・リフォーム )	
		<input type="checkbox"/> 特定建築物 (地球温暖化対策条例に基づき府内産木材を使用する建物)	
		<input type="checkbox"/> 家具備品 <input type="checkbox"/> その他( )	
	公共	<input type="checkbox"/> 土木事業 <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 家具備品 <input type="checkbox"/> その他( )	

【提出資料】 下記1～3について、郵送・FAX又はE-mailで送付して下さい。

- 1) 「認証依頼書【様式3-1】」(本表〔押印不要〕)
- 2) 「使用材料一覧【様式3-2】」
- 3) 「伝票等」(現場に納品された最終伝票の写し)

【重要】伝票についての留意事項

- ・ 事後に作成された出荷証明書等は認証の根拠資料とはなりません。(伝票を添付してください)
- ・ 「ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証の対象木材」の表示を確認してください。
- ・ 令和3年5月1日以降の伝票で、「京都府産」のみの記載は認証できません。

【手数料(消費税込)】

	申請手数料	発行手数料	合計
基本額	7,040円	1,760円	8,800円
推進協議会会員	4,400円	1,100円	5,500円

- ・ 審査終了後、依頼者あてに手数料の納入通知(FAX)をお送りします。納入確認後、認証書を発行します。
- ・ 認証書は依頼者あてに発行します。認証書交付先(あて名)が異なる場合は該当欄に記入してください。
- ・ 代理で依頼する場合は、代理依頼者の連絡先等を明記した書面を添付してください。
- ・ ご不明な点があれば府木連事務局までお問い合わせ下さい。(電話：075-802-2991 担当 今井、栗山)



提出不要（依頼者控）

（参考）

## ウッドマイレージCO<sub>2</sub>京都の木認証依頼書

### チェックシート

事 項		チェック欄	
【様式3-1】 依頼書	1	【依頼者】、【申請内容】に必要な事項を全て記入しましたか。	
	2	【申請内容】の「工事（製品）」の種類にチェックをしましたか。	
	3	認証書の交付先を確認しましたか。 (空欄の場合、依頼者あてに発行します。)	
【様式3-2】 使用材料一覧	4	「使用材料一覧」に必要な事項を全て記入できていますか。 (使用材料欄と同じ内容が記載されている書類があれば代用可能) ※木製品の場合、材積が計算できる図面を添付してください。	
	5	材積 (m <sup>3</sup> ) 欄および材積の合計値を記入していますか。	
(伝票) 必要書類	6	【様式3-2】に記載した製品について、納材業者（取扱事業体）からの納品伝票又は請求伝票（控えまたはコピー）を添付しましたか。 ※事後に作成された出荷証明書等は証明の根拠資料とはなりません。	
	7	伝票には、「 <b>ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証の対象木材</b> 」と表示されていますか。 <b>【注】令和3年5月1日以降の伝票で、単に京都府産と記載されている木材は、ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証ができませんのでご注意ください。</b>	

\* ご不明な点がございましたらお問合せください\*

#### 【認証書、計算書発行の手続きに関して】

一般社団法人 京都府木材組合連合会  
〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町 41 番 3  
TEL : 075-802-2991  
FAX : 075-811-2593  
Email : wood@kyomokuren.or.jp  
<http://www.kyomokuren.or.jp>

#### 【京都府産木材認証制度に関して】

京都府農林水産部林業振興課木材利用促進係  
TEL : 075-414-5009  
FAX : 075-414-5010  
<http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html>

審査は現場への最終伝票で行うため、審査に必要な伝票以外は当方で適正に処分させていただきます。

なお、京都府産木材認証制度実施プログラムに基づき、生産・加工・流通の各過程における取扱事業体の伝票を確認する事後調査を行う場合がありますので、伝票等は5年間適正に保存願います。

また事後調査の対象となった場合には該当する伝票等の写しの提出など円滑な調査にご協力願います。

# 代理人連絡先等

依頼者の代理で依頼書等の書類を作成された場合に添付してください。

※依頼書の内容についての問い合わせ先（手数料請求先、証書送付先ではありません。）

氏 名	
所属（会社等の名称）	
電話番号（所属）	
同（携帯）	
FAX 番号	
E-mail	

連絡事項